

## 目的

第1条

この条例は、

食品等の安全・安心の確保について、基本理念を定め、県、食品関連事業者の責務や消費者の役割を明らかにするとともに、施策を総合的に推進することにより、

基本理念にのっとり食品等の安全・安心の確保が図られるようにし、

もって県民の健康を保護し、県民の安心できる生活の確保に寄与する

ことを目的とします。

## 定義

第2条

条例で用いられている用語の意義を定めました。

### ●食品等

食品、添加物、器具、容器包装のことをいいます。

### ●食品関連事業者

肥料、農薬、飼料などの生産資材や食品等の生産、輸入、製造・加工、流通、販売などを行う事業者をいいます。

### ●リスクコミュニケーション

食品等の安全・安心の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換、食品等の安全・安心の確保に関する情報の提供や意見を述べる機会の確保などの情報及び意見の交換の促進を図るために必要な取組みをいいます。

## 基本理念

第3条

すべての関係者に共通する食品等の安全・安心の確保のための基本的な考え方について定めました。

■県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもとに行われること

■食品等の生産から消費に至る各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づいて行われること

■リスクコミュニケーションによる情報の共有を図ることにより行われること

■環境に及ぼす影響について配慮して行われること